

経営者向け

藤田英明の

福祉ビジネス参入

勉強会2022





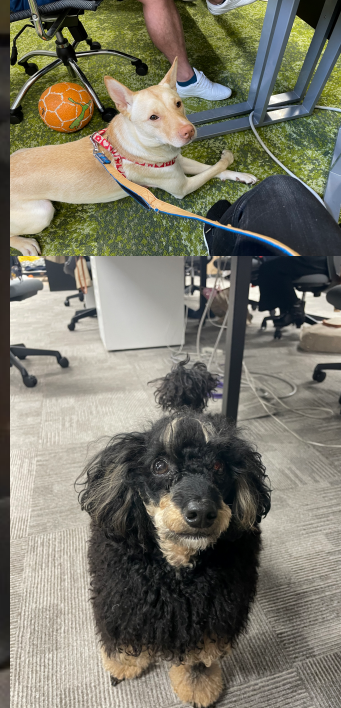
今日の勉強会の様子は
*Facebook*など*SNS*に
アップしてください

#藤田英明勉強会



Company

会社概要



社名: 株式会社アニスピホールディングス

所在地: 〒102-0074

東京都千代田区九段南 3-1-1 久保寺ビル 3階

代表者名: 藤田 英明 (Hideaki Fujita)

設立年月: 平成28年8月5日

資本金: 53,000,000円

決算期: 3月 ※現在6期目

店舗数: CARE PETS 11店舗 (うち直営2店舗)

障害者グループホーム 861拠点

(うち直営グループホーム 37拠点)

訪問看護事務所 1事業所 / 相談支援事務所 1事業所

ワーカウト (生活介護) 10拠点 (開設準備中を含め)

自立生活援助 1拠点 (2022年1月指定予定)

取引銀行: 三井住友銀行 / 常陽銀行 / 千葉銀行 / 東日本銀行 / 福祉医療機構

Philosophy



人間福祉と

動物福祉の追求

人間も動物もハッピーな社会に

Slogan

Issue Driven company

障害者総数の
増加

8050問題

親なきあと
問題

発達障害児者
の激増

早期の
母子分離問題

障害児の親の
低所得化

入所施設から
GHへの移行

高齢障害者の
増加

精神病院から
の退院

空き家の
激増

犬猫の
殺処分問題



人間福祉と動物福祉の追求



861

What's Welfare

福祉の対象は、障害に限らず、貧困、児童、女性、LGBT、シングル、高齢などなど非常に**範疇は幅広く、奥深い**。



福祉の仕事は、生活上で困っている人に対して
どのように支援したら
その人のQOL（生活の質）が上がるかを
「**考え**」それを「**実践**」する仕事です

福祉の本質は「行為」ではなく「**思考**」です。ただの福祉屋にならないようにしましょう！

「**思考**」と「**専門性**」に基づく「**実践**」を福祉の専門職として提供していくためにインプットを！

自己紹介

犬8頭 + 猫4頭 + フェレット1頭 + 鳥84羽と同居中



- 22才：明治学院大学社会学部社会福祉学科卒業（精神病院で実習兼ボランティア）
- 22才：社会福祉法人に介護職兼生活相談員で就職
- 23才：事務局長に就任
- 24才：施設長・理事に就任/障害者授産施設で超高級梅干し製造販売（月商650万）
- 25才：入居者が働ける老人ホームを開設し厚労省と論戦
- 26才：起業（混合介護で夜間対応型高齢者デイサービス）
- 29才：夜間対応型デイサービスの全国展開を開始
- 31才：厚生労働省と混合介護で論争
- 34才：介護事業で台湾及び中国進出・全国通所介護事業者連絡会設立・テレ東WBS出演
- 35才：日本全国に950事業所展開（世界一の拠点数）・アルジャジーラ出演
- 36才：内閣府規制改革会議参画・NHK出演
- 37才：首相公邸で講演
- 40才：株式会社アニスピホールディングス設立
- 41才：厚生労働省福祉人材確保室長の武内氏と共著で「介護再編」出版
- 42才：ペット共生型障害者グループホーム「わおん/にゃおん」の運営スタート
- 44才：運動療法を主とした生活介護（障害者デイサービス）「ワーカウト」の運営をスタート
- 45才：グラミン日本アドバイザーボード就任

【基本データ】

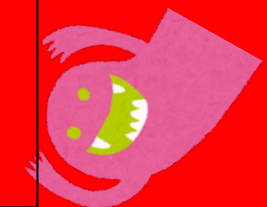
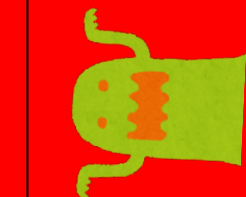
1975年11月生まれ
蠍座
卯年
A型
長男
犬派でもあり猫派でもある
先祖は水戸藩の藤田東湖

【現職】

アニスピHD（代表取締役）
グラミン日本（アドバイザー）
医療法人杏林会（理事）
東京社中（代表取締役）
社団サビ管協会（理事）
トリプルダブリュー（顧問）

R3年3月1日で

861 拠点



【役職抜粋】

株式会社アニスピホールディングス（代表取締役）

社団法人全国障害福祉事業者連盟（理事長）

NPO法人いきば（理事長）

社団法人サービス管理責任者（理事）

医療法人杏林会（理事）

株式会社東京社中（代表取締役）

社団法人グラミン日本（アドバイザーボード）

株式会社トリプルダブリュー（顧問）

株式会社エックスモバイル（顧問）

【提供しているサービス】

ペット共生型障がい者グループホーム「わおん/にゃおん」

運動療法型障がい者デイサービス「ワーカウト」

精神科訪問看護「ファミリーナース」

日中サービス支援型障がい者グループホーム「ビーハック」

放課後等デイサービス「ジュガール」

就労継続支援事業「小僧寿し」

フランチャイズ本部構築「Franchise Maker 100」

藤田英明顧問サービス

連続福祉起業家「藤田英明オンライン福祉起業塾」

藤田英明オンラインサロン（Campfire）

社会福祉は「人では生きられない社会的存在としての人間に関わることだ」というポイントを忘れないようにしています。

交通事故で大怪我をしたAさんがいます。怪我を治療するのは医師の仕事ですし、下肢麻痺が残ったとして、訓練するのは理学療法士などのお仕事です。

それに対して、社会福祉は障害者となったAさんが「社会で生きていけるようにしていくのが仕事」の中心の一つです。

医師が頑張ってAさんの命を救い、その後のリハビリが、うまく行くかどうかで、車椅子で移動できるかベッドに寝たままの人生になるかの差が出てきます。いくら車椅子での自力移動ができるように訓練が成功したとしても、入院中に職を失い、家はエレベーターのないアパートの3階ということになると、退院後は、車椅子を使うこともできず、家の中にこもりきりということになるかもしれません。

私たち社会福祉に関わる人は「常に個人を社会的な存在として認識」して、家族や地域、職場、施設など、社会での実際の生活を支援

していこうとする観点を大切にしていかなければなりません。また、社会福祉は「人間を自分の人生の主人公である」という認識を大切にしています。福祉の仕事をしていると、気付かぬ間にそれを忘れてしまう人が多いので気をつけたいところです。

生活の主体である当事者の「人生の質」「生活の質」をお手伝いしている「黒子」だという視点が大切だと思います。

社会福祉は「少数者になってしまった人を取り残さない」ことを目的としています。社会福祉は、一人一人の人間の幸せを考え、人間が幸福を追求した結果が、社会全体の幸福につながるのだという考えが根底になければなりません。

糸賀一雄

福祉の思想

糸賀一雄



NHKブックス

67

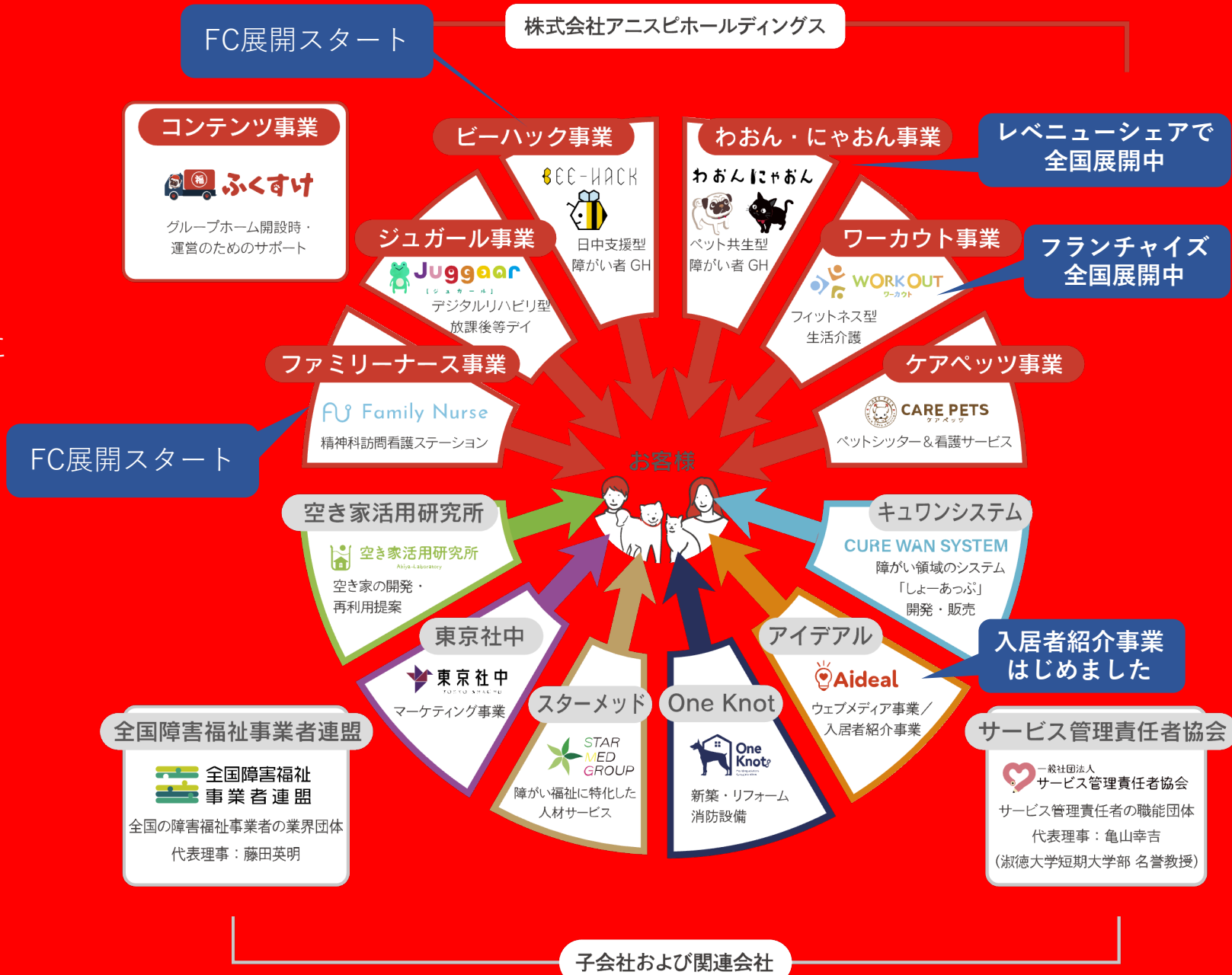


ナイチンゲール



anispi holdings

人の福祉とペットの福祉に
必要とされる
トータルサポートを
提供しています。





デジタルリハビリ型放課後等デイサービス

Juggaar



Family Nurse



日中支援型障害者グループホーム

BEE-WACK

東京都認証事業所



Umidas

s o c i a l • f i r m

🌐 <https://umida-tokyo.com>

☎️ 03-6662-8876



いきばについて



活動内容



NPO法人
いきば
IKI-BA



ニュース・トピックス



お問い合わせ



子どもたちの
「いきば」をつくる



新規会員登録



全国障害福祉事業者連盟



全国障害福祉
事業者連盟



【入会申し込み】

サービス管理責任者協会



一般社団法人

サービス管理責任者協会

サービス管理責任者
の継続的
スキルアップ
研修

【2021年10月～】

サービス管理責任者
基礎研修
相談支援初任者研修

【2021年12月～】

福祉サービス
第三者評価機関

Fujita Hideaki Live Welfare School



[わおん・にゃおん 企画企業様限定]

藤田英明 ライブ福祉スクールとは

本日はこの中の一部を抜粋して講義します

原則毎月

2回開催

(経営1回・現場1回)

※年間22回開催

【経営】

- 使用するテキスト説明
- 自己紹介
- 現在進めている新たな取り組みや新規事業
- わおん友の会について
- アニスビHDの組織体系（子会社等含む）について
- オンラインサロンについて
- 全国障害福祉事業者連盟について
- サービス管理責任者協会について
- Welvieについて
- 福祉マクロ環境
- 尊敬する2人の偉人
- アニスビHDの理念
- 社会的課題の共有
- 障害者グループホームに求められている役割
- 障害福祉事業展開の原則
- コンセプト型GHについて
- 障害福祉事業の業態ごとの事業性分析
- 優れた障害福祉事業とは何か？
- 障害福祉事業の営業先
- 人口動態と社会保障費
- 経営実態調査について
- 実地指導の概要
- 精神科病院の他国との比較
- 精神科病院の現状（第3回）
- 高齢化と障害福祉サービス利用率は比例
- 障害福祉市場の中身
- 地域包括ケアシステム

- 究極の地域密着事業
- 障害者総合支援法の理念
- 障害者の定義
- 障害者支援法における市町村の役割
- 障害福祉サービスの種類
- 障害福祉施策の歴史的流れ
- 日本国憲法と障害者権利条約と障害者基本法
- 措置と利用契約の違い
- 訓練等給付費と介護給付費
- 障害区分認定と支給決定
- 障害者総合支援法と介護保険法の関係性
- 障害福祉サービス受給者証
- 認定調査項目80項目
- 国民健康保険団体連合会
- 障害者基本計画と障害福祉計画
- 障害者白書
- 基幹相談センターと自立支援協議会
- 発達障害者支援法
- 発達障害とは？
- 精神科の入院制度
- 療育手帳
- 障害者雇用促進法
- 障害者差別解消法
- 犬猫の殺処分の現状
- ドイツのティアハイム
- アニマルセラピー効果
- 生活保護制度
- 共同生活援助=障害者グループホームとは
- 建築基準法と消防法と障害者総合支援法の構造について

- 障害者総合支援法における設備基準
- 障害者総合支援法における人員基準
- 障害者グループホームの独特な基準（ルール）
- 障害者グループホームの勤務表と人件費
- 障害者グループホームの運営基準のポイント
- 実地指導・情報公表・第三者評価
- 実地指導のポイント
- サービス管理責任者とは？
- 個別支援計画書の作り方
- 上限額管理
- 福祉業界の営業先
- 営業の基本
- 福祉業界の営業の特徴と営業方法
- 営業管理
- 2021年度報酬改定のポイント
- 給付費の算定ポイントと計算方法
- 各種加算の算定ポイントと計算方法
- 利用者負担金額の設定方法
- 人材採用と人材マネジメント
- 退職後のお手紙について
- レビュー（面談の）重要性
- 障害高齢者
- 障害者虐待
- 障害者グループホーム運営特有の注意点
- 精神障害者に関する理解

【現場】

- 使用するテキスト説明
- 自己紹介
- 現在進めている新たな取り組みや新規事業
- わおん友の会について
- アニスビHDの組織体系（子会社等含む）について
- オンラインサロンについて
- 全国障害福祉事業者連盟について
- サービス管理責任者協会について
- Welvieについて
- 福祉マクロ環境
- 尊敬する2人の偉人
- アニスビHDの理念
- 社会的課題の共有
- 障害者グループホームに求められている役割
- 障害福祉事業展開の原則
- コンセプト型GHについて
- 基本となる介護技術（1）
- ユマニチュード
- アセスメント技術
- 個別支援計画書の作成と運用
- 精神障害の理解
- 精神科の薬の理解
- 対人援助技術（承認とエンパワメント）
- 対人援助技術（受容・傾聴・伝える・共感）
- 対人援助技術（伝える力）
- 事業所における営業力強化
- 現場の人材マネジメント
- 管理者が理解しておくべきポイント

まずFB友達申請・Twitterフォロー・YouTubeチャンネル登録お願いしまーす！！



twitter 

 YouTube

「藤田英明」で探してくださいww

LINE 公式アカウント

友だち 募集中










@fujita_fukushi

LINEの「友だち追加」から、ID検索するか
QRコードをスキャンしてください



藤田英明の福祉情報局



- ・ 藤田英明が開催する最新勉強会情報 
- ・ 福祉ビジネス経営のテクニック 
- ・ 福祉事業だからできる資金調達 
- ・ 福祉ビジネスの人材マネジメント方法 
- ・ 福祉ビジネス情報 
- ・ 福祉関連ニュース 
- ・ 厚生労働省発表情報 
- ・ 障害者総合支援法情報 
- ・ 介護保険法情報 

無料

藤田英明 オンライン 福祉起業塾

福祉の
会社を
つくる

組織と
リーダー
シップ

ビジネス
モデル

市場を
つかむ

障害者
総合支援法

会計の
基礎知識

成功経営者
による講義

物件

実地指導
監査

ビジネス
アイデア

マーケティングの
基礎

事業計画を
作る



【藤田英明オンライン福祉起業塾・開校決定】

- ・福祉事業を始めたいが、はじめにもっと確かな情報を集めたい…！
- ・現在資金準備中なので、この期間に福祉について学びたい…！
- ・一歩踏み出せないでいるが、やっぱり福祉事業が気になる…！
- ・本当の障害福祉事業プロから正しい知識を学びたい…！

【塾の概要】

◎開催日程

春入学コース3月1日～8月末/秋入学コース9月1日～2月末

◎1回の時間数：2時間（最終回のみ4時間）

◎回数：1ヶ月2回(全コース6ヶ月で完了)

◎受講費：18万円（全コース6ヶ月/1回あたり15,000円）

fc@anispi.co.jp

に「福祉起業塾希望」
とメールを✉

【藤田英明が個別に相談に乗る個別相談会】

1日2社限定で下記へのご参画・ご加盟をご検討されている方、自社で運営しているビジネスをフランチャイズ展開したいと考えている方を対象に行っております。

「ペット共生型障害者グループホームわおん/にゃおん」

「運動療法型障害者デイサービスワークアウト」

「精神科訪問看護ファミリーナース」

「日中サービス支援型障害者グループホームビーハック」

fc@anispi.co.jp

に「藤田英明個別相談会希望」
とメールを✉

月1万円で
成功体験を
毎月2回も
ゲットできる
チャンス！！

藤田 英明 株代



あなたの課題解決ができる場所を
ご用意いたしました！

- 1 受講後すぐに実践できる方法を学べる
- 2 他の経営仲間と気兼ねなく本音の情報交換ができる
- 3 リアルタイムだからその場ですぐに相談できる

02.PICK UP

東京社中独自の スペシャルサービス

介護・福祉業界の重鎮“藤田 英明”がお届けする
スペシャルサービス

介護・福祉事業経営相談 会員制オンラインサロン

介護福祉業界一筋26年！

業界の悩みをすべてリアルタイムで解決！



文字検索できるQ&Aサイトを作りました！！

厚生労働省発表資料

令和3年度障害福祉サービ

発表資料

看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行う場合、当該看護職員が同一時間帯に看護の提供を行うことは想定されるか。

◎ 2021/05/07 ②-令和3年度障害福祉サービス等報酬改定

◆ VOL.4, 令和3年5月7日, 医療連携体制加算, 障害福祉サービス等における共通的事項, 障害福祉サービス等における横断的事項

1人の看護職員が、同一時間帯に認定特定行為業務従事者への喀痰吸引等に係る指導と看護の提供を行うことは想定されない。なお、当該看護職員が、利用者に対し看護の提供も行う場合は、認定特定行為業務従事者への…

発表資料

平成30年度又は令和元年度の年度途中で新規に指定を受けた事業所が、令和3年度の基本報酬の算定に当たり、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度の実績を用いない場合、就労定着者の割合の具体的な取扱いを示されたい。

◎ 2021/04/16 ②-令和3年度障害福祉サービス等報酬改定

◆ 令和3年4月16日, 就労移行支援, 就労系サービス, 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出

別添を参照されたい。【出典】厚生労働省 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.3(令和3年4月16日)

発表

「都道府県知事又は市町村が認める研修」を修了した旨の確認について具

カテゴリー一覧

すべてのタグ

キーワード

検索

カテゴリー

サービス管理責任者等研修

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定

利用者負担

同行援護

地域移行支援型ホーム

家賃助成

指定基準・報酬関連

指定通所支援

業務管理体制の整備

相談支援

福祉・介護職員処遇改善加算

補装具関連

障害福祉サービス等制度改正

障害福祉計画の作成

そもそも

**なぜこんな勉強会を
開催しているのか？**

資本主義社会の中で、どうしてもこぼれ落ちてしまう人たちに対して、

社会のセーフティネット機能を拡充させることによって

間接的経済波及効果やチャレンジングな就労を促進し、

結果として日本の**GDP**を伸ばし、日本経済という**パイを拡大**し

そこから生み出された富を再分配することによって

より一層福祉を充実させていくという**好循環**をつくりたい

病院や施設に収容して**非労働力化**するのではなく

安定して働ける環境を福祉で整え、

希望や能力や障害や高齢特性などに応じて働くことができる場所を用意し、

高齢でも、障害があっても、どのようなチャレンジングな状況にあっても

誰もが働いて稼ぐことができ、GDPに貢献できるような国をつくるのが

実は【**新しい資本主義**】なのではないか？

資本主義社会の中でなんらかの理由で
ドロップアウトしてしまう人たちに対して、
多様なセーフティネットを作ること
で
再チャレンジしてもらえる環境をつくる

社会福祉主事任用資格

知っていますか？

社会福祉主事とは

社会福祉主事は、社会福祉法第18条および第19条において、その資格が定義づけられている任用資格です。

任用資格とは、公務員が特定の業務に任用されるときに必要となる資格です。

そのため、社会福祉主事は、都道府県、市町村に設置された福祉事務所のケースワーカー等として任用されるための資格として位置づけられていますが、各種社会福祉施設の職種に求められる基礎的資格としても準用されています。

A. 【大学・短期大学卒業ルート】

大学または短期大学において、厚生労働大目以上を修めて卒業する。

このうち
3科目を履修していれば
社会福祉主事

<社会福祉に関する科目>

社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政論、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、家庭福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、**社会学**、**心理学**、社会福祉施設経営論、社会福祉援助技術論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会福祉調査論、医学一般、看護学、公衆衛生学、栄養学、家政学、**倫理学**、**教育学**、**経済学**、経済政策、社会政策、**法学**、**民法**、行政法、医療社会事業論、リハビリテーション論、介護概論

区分	業務内容	経験年数
障害者の保健、医療福祉、就労、教育の分野における支援業務	第1 相談支援業務 ア 施設等における相談支援業務 ○ 障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業、地域生活支援事業 ○ 児童相談所、身体（知的）障害者更生相談所、発達障害者支援センター、福祉事務所、保健所、市町村役場 ○ 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター イ 次のいずれかに該当する者が実施する、保健医療機関における相談支援業務 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格（区分「第4」の※印参照）を有する者 (4) ア・ウ・エに従事した期間が1年以上である者 ウ 障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターにおける就労支援に関する相談支援業務 エ 盲学校・聾学校・特別支援学校における進路相談・教育相談の業務に従事する者 オ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務	5年以上
	第2 直接支援業務 カ 施設及び医療機関等における介護業務 ○ 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、医療法に規定する療養病床 ○ 障害児通所支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業 ○ 保険医療機関、保険薬局、訪問看護事業所 キ 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所における就業支援の業務 ク 盲学校・聾学校・特別支援学校における職業教育の業務 ケ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務 ○ 市町から補助金又は委託により運営されている地域活動支援センター及び小規模作業所	8年以上
	第3 有資格者 コ 次のいずれかに該当する者が実施する、上記第2の直接支援業務 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの（訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者） (3) 児童指導員任用資格者 (4) 保育士（区分「第2」に該当しない保育所に勤務した期間は、実務経験として日数算入不可） (5) 精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者	5年以上
	第4 国家資格 サ 次のA及びBのいずれにも該当する者 A：区分「第1」から「第3」の実務経験を通算して3年以上の者 B：国家資格による従事期間が通算して3年以上の者 ※国家資格 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士	

まずは満額で申し込みをしましょう！！

①福祉貸付事業（経営資金）

	融資条件
償還期間 (据置期間)	15年以内 (5年以内)
貸付利率	当初5年間 6,000万円（新型コロナウイルス感染者が出たことによる休業等により減収となった入所施設（地域密着型を除く）は1億円）まで無利子 ※当該金額を超えた部分は0.2% 6年目以降 0.2%
貸付金の限度額	なし
無担保貸付	6,000万円（新型コロナウイルス感染者が出たことによる休業等により減収となった入所施設（地域密着型を除く）は1億円）まで無担保



【お問い合わせ先】

福祉貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-862

※携帯電話等でつながらない場合：03-3438-0403

医療貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-863

※携帯電話等でつながらない場合：03-3438-0403



福祉医療機構 福祉貸付

国庫補助なので時間はかかりますが

令和4年度障害福祉施設等施設整備費補助金 協議対象事業募集要項

1 障害福祉施設等整備方針（国庫補助等協議対象事業）

障害者基本法の「全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない」という理念の実現に向け、入所等から地域生活への移行、地域生活の維持・継続を図るとともに、利用者の生命と安全・安心な生活を守る等の観点から、次のとおり、施設整備の方針を定める。

（1）重度障がい者・長期入院精神障がい者・強度行動障がい者等に対応する日中活動等の場及びグループホーム並びに地域生活支援拠点の整備

特別支援学校卒業者や、医療的ケア等、特別な支援を必要とする障がい者等が増加する中、喫緊の課題である介護面でのサービスの必要性の高い重度障がい者や、長期入院精神障がい者、強度行動障がい者及び入所施設からの地（以下「重度障がい者等」という。）の日中活動等の場及び住まいの場を確保するため、医療的ケア等を行う生活介護事業所等及び重度障がい者等に対応するグループホームの整備を促進する。とりわけ、入所施設からの地域移行を希望する障がい者が利用予定者に含まれる場合には優先採択とする。

また、地域で障がい児者等が安心して生活するために、相談や緊急時の受け入れ体制等の整備に向け、多機能拠点整備型の地域生活支援拠点の整備を促進する。

（2）施設機能を維持するための老朽化対策等

利用者の生命を守る観点から、耐震性能や老朽度、建築後の経過年数等に応じ、障害者の高齢化、重度化等に対応するための生活環境の改善を図りながら、耐震化が必要な施設や老朽化した施設の建て替え等の改築整備や大規模修繕を進め、必要な既存施設の機能の維持を図る。

（1）主な補助対象事業種別及び整備区分等

ア 主な補助対象事業種別、整備区分及び設置者

補助対象事業種別及び整備区分について

事業種別	整備区分					
	創設	増築	改築	大規模修繕等	老朽民間社会福祉施設整備	
障害福祉サービス事業所	療養介護					
	生活介護					
	自立訓練	●	●	●	●	○
	就労移行支援					
	就労継続支援					
障害者支援施設	-	-	☆	☆	○	
共同生活援助事業所	●	●	●	●	○	
児童福祉施設	福祉型児童発達支援センター	●	●	●	●	○
	医療型児童発達支援センター	●	●	●	●	○



施設整備補助金 ○○県

イ 整備区分及び整備内容

整備区分	整備内容	目安等
創設	新たに施設を整備すること。	いったん更地にして、建て替える場合を含む。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。	増員に伴い、屋根等がつながっている部分の施設面積を拡大する場合
改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備すること。	(原則)柱等、主となる部分だけを残して、他を新しくする場合。いったん更地にして、建替える場合を除く。
大規模修繕等	既存施設について平成17年10月5日社援発第105006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等設備整備費における大規模修繕の取扱いについて」により整備すること。	柱等のほか、外壁も残し、建物の内側だけを新しくする場合 総事業費が一定の範囲内の金額であること(詳細は、左記通知参照)。
老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備すること。	社会福祉法人設置の障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設が対象 柱等、主となる部分だけを残して、他を新しくする場合。いったん更地にして、建替える場合を除く。

※拡張(既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備)は、原則として、補助対象外です。

3 優先順位の考え方

1の整備方針に基づき、法人から提出のあった整備計画(協議書類)について、必要性・緊急性や、国・県等の施策との整合性(地域生活支援拠点としての障害福祉計画における位置付け、重度障害者等対応の短期入所の併設、被虐待者等・加齢児の受入計画等)、確実性・公平性等の観点から、優先順位をつけ、総合的に、協議対象事業を選定します。

※原則として、同一年度に同一法人の複数事業を選定することはできません。共同生活援助事業所の場合、建物が同一であっても、住居が別であれば、別事業となりますので、御注意ください。

(3) 補助金額等の概要

ア 補助金額(千円未満切り捨て)

(ア) 創設、増築、改築、老朽民間社会福祉施設整備

国庫補助基準単価と、補助対象経費(工事費・工事請負費及び工事事務費※)に3/4を乗じた額を比較して、少ない方の額

(一部改築の場合については、「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算定方法の取扱いについて」(平成17年10月5日社援発1005009号厚生労働省社会・援護局長通知)を参照。)

(イ) 大規模修繕等

2社以上の見積のうち、補助対象経費(工事費・工事請負費及び工事事務費※)が最も低い方の価格に3/4を乗じた額

※工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等)は、工事費・工事請負費の2.6%が上限額

※解体撤去工事及び仮設施設整備工事費は、原則として、改築及び老朽民間社会福祉施設整備に伴う場合のみ、対象

※エレベーター等設置整備については、歩行困難な者が現に入居している又は入居の予定が明らかである場合のみ、対象

※上記の補助金額は、上限額。県の予算状況や、国との協議の結果、大幅な減額又は不採択となる可能性もありますので、御注意ください。

※また、営利法人等の場合、申請等の際、総事業費から補助対象事業に対する寄付金その他の収入を控除した額を対象経費の実支出額と比較して交付額を算定していくことになりますので、御注意ください。

イ 補助率 補助金額のうち 国 2/3 県 1/3



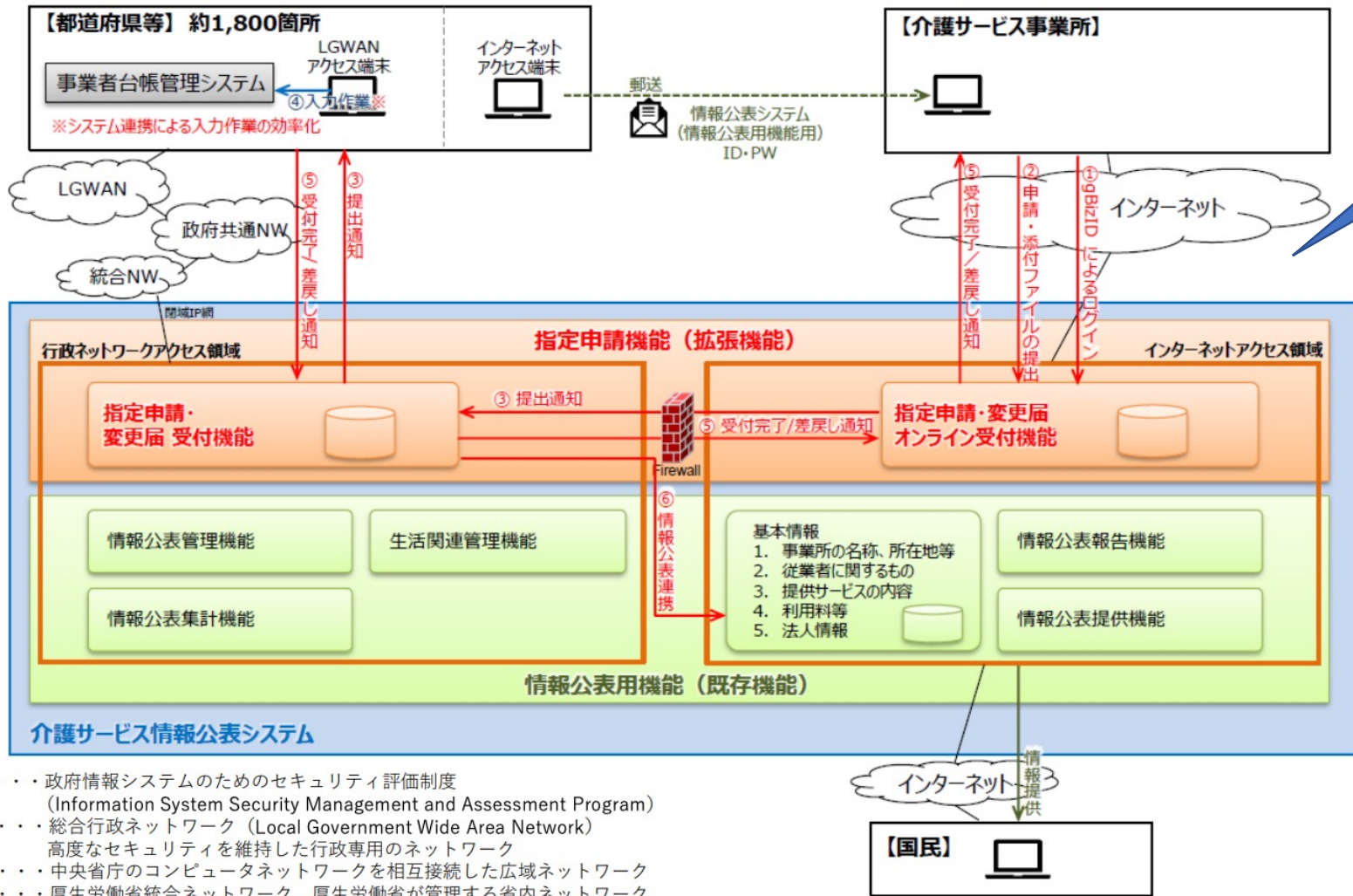
施設整備補助金 ○○県

オンライン申請を見据えた介護サービス情報公表システムの改修事業（R3年度）

介護サービス事業所の指定申請等について、対面を伴わない申請書類提出（紙→電子化）を実現させるための介護サービス情報公表システムの改修を行う。

なお、ISMAP登録クラウドサービスの利用、障害等に備えたシステムの冗長化等を行い、システムのセキュリティ・信頼性の向上を図る。

福祉業界もようやくデジタル化が・・・



- ISMAP・・・政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (Information System Security Management and Assessment Program)
- LGWAN・・・総合行政ネットワーク (Local Government Wide Area Network) 高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク
- 政府共通NW・・・中央省庁のコンピュータネットワークを相互接続した広域ネットワーク
- 統合NW・・・厚生労働省統合ネットワーク。厚生労働省が管理する省内ネットワーク

本題に入る前に

フレームワークで考えてみる

ペット共生型障害者グループホームわおん

PPM分析

2021年

問題児

訪問看護

障害者GH

花形

介護保険訪看は飽和状態だが、精神科訪看はブルーオーシャン

2025年に総量規制がかかるまでは最も伸びる花形。今後は特徴=コンセプトや重度化対応力が求められる。

負け犬

訪問介護

障害者デイ

金のなる木

事業所数が増えすぎて飽和状態な上に、ヘルパー人材確保が困難な状況

障害者GHとのセットで金の木になるサービス。今後はコンセプトが重要。

3C

わおん

- 利用者数増加
- 認知拡大
- 求人応募者数増加
- 拠点増加
- 新築物件増加中
- 本部体制強化
- 相談支援事業所全国展開
- 医療連携訪問看護STを全国展開

利用者

- 40代～50代後半が増加中
- 高齢障害者が増加中
- 区分3以上が増加中
- 精神障害者が増加中
- 女性利用者が増加中
- GH入居の障壁が下がってきている
- 軽度の方はアパート型を好む
- 中度以上はシェアハウス型を好む

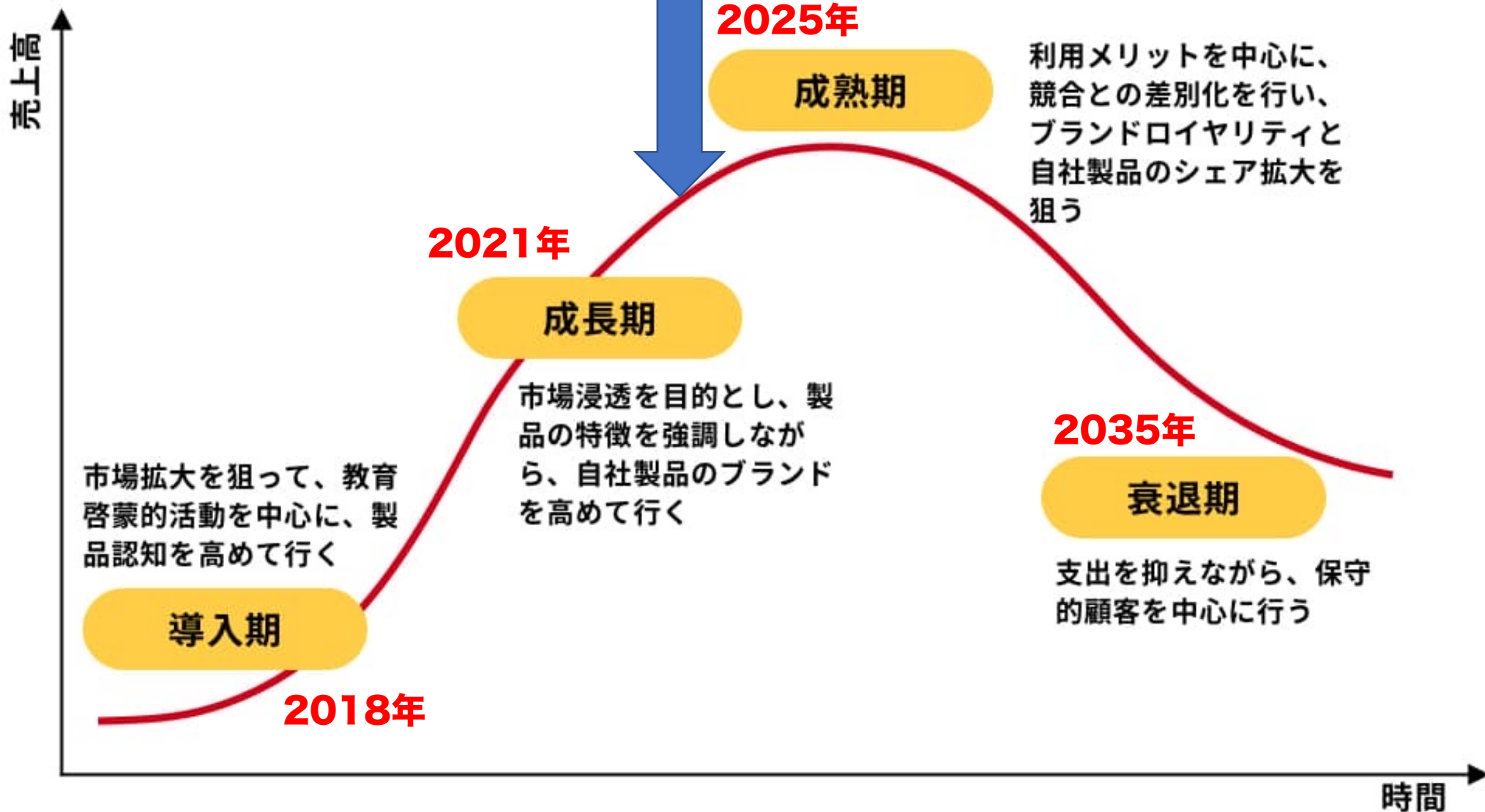
競合

- 競合増加中
- ノウハウが無い本部増加
- わおんより加盟金安い
- 開設後のフォローがない
- 乗り換えが増えてきてる
- Web広告に力を入れてる
- 入居者が入っていない
- 法令違反している事業所が多い

フレームワークで考えるペット共生型障害者グループホームわおん

	Who (誰)	What (何)	How (どの様に)
顧客価値	顧客は誰か <ul style="list-style-type: none">・ 障害者・ 受給者証あり・ 支給決定あり	何を提供する <ul style="list-style-type: none">・ 障害者グループホーム・ 障害者デイサービス	どう実現するか <ul style="list-style-type: none">・ 都道府県の指定を取る・ 従業員を必要数雇用・ 物件を確保
利益	誰から儲けるか <ul style="list-style-type: none">・ 訓練給付費・ 利用者自己負担金	何で儲けるか <ul style="list-style-type: none">・ 住まいの提供・ 生活の支援の提供	どう儲けるか <ul style="list-style-type: none">・ 適正な人件費率での運営・ 入居率85%以上・ 法令遵守
プロセス	誰と組むのか <ul style="list-style-type: none">・ 相談支援専門員・ 病院のSW・ 基幹相談支援センター	役割分担は何か <ul style="list-style-type: none">・ 管理者・ サービス管理責任者・ 世話人/生活支援員	どの流れか <ul style="list-style-type: none">・ 開設・ 営業・ 法令遵守管理

わおん

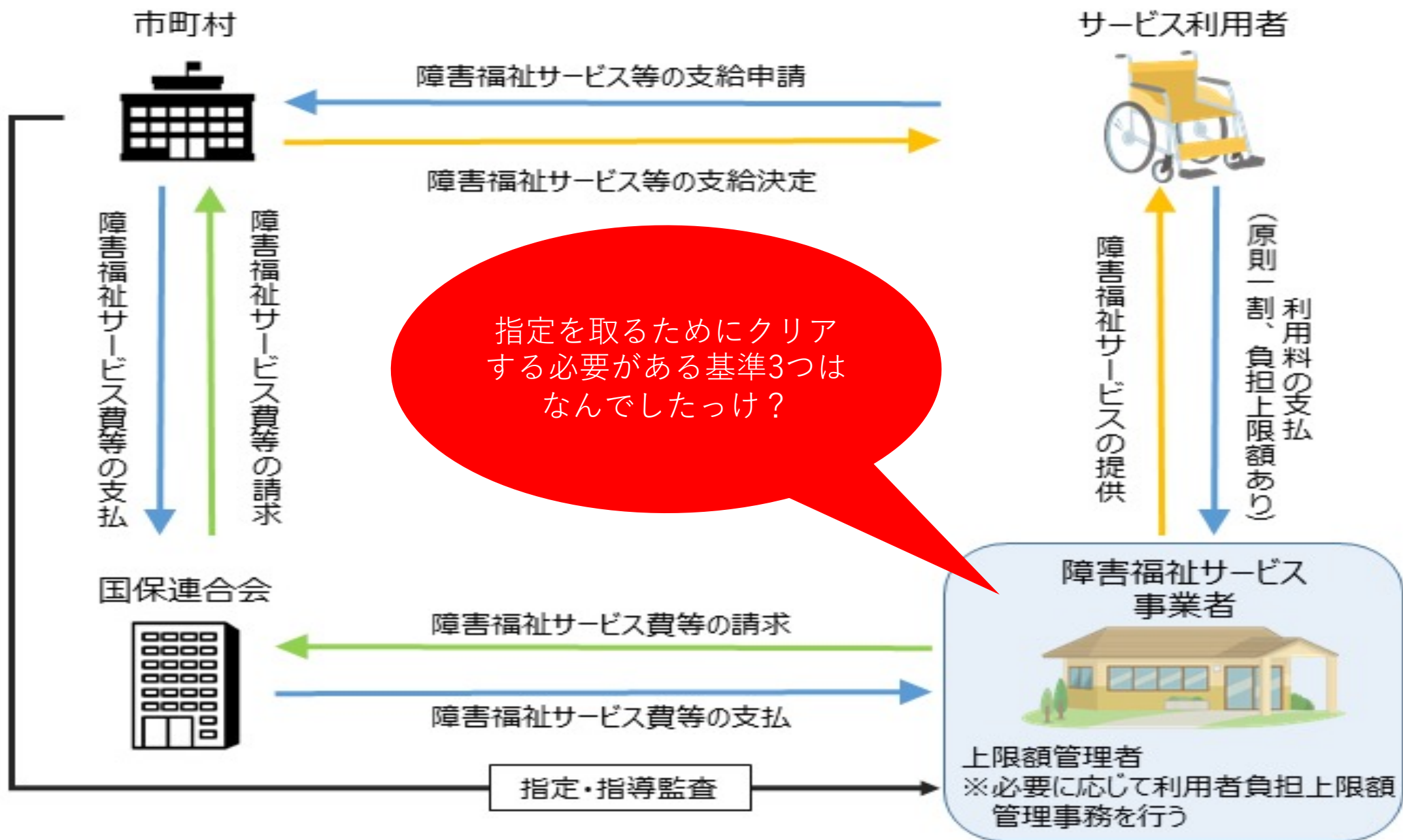


本日のカリキュラム



金

**では、まず障害福祉の
「金」の流れを
理解しましょう**



市町村システム

支給決定処理

障害福祉サービス支給決定事務

・支給決定のためのデータを蓄積して、決定通知書、受給者証等を交付し、その決定データを国保連合会に送信するシステム

・保有するデータ
受給者番号、氏名、生年月日、住所、障害種別、障害程度区分、支給決定サービス、支給決定期間、利用者負担額等



支給決定データを定期的に国保連合会に送信する。

毎月、審査結果データを国保連合会に送信する。

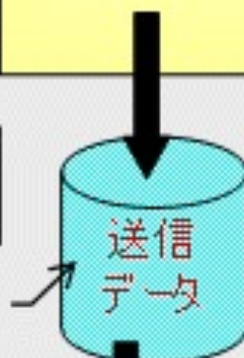
国保連合会へ送信

審査・支払処理

障害福祉サービス費
審査・支払事務

・サービス事業者からの請求内容について、連合会からデータを受信して審査を行うシステム

・高額障害福祉サービス費、特例介護給付費等について、市町村が直接障害者に対して支払うシステム



国保連合会へ送信



毎月、国保連合会より障害福祉サービス費の請求データを受信し、審査を実施する。

国保連合会より受信

給付実績管理

・障害福祉サービス費の給付実績管理を行うシステム

統計管理

・障害福祉サービスに係る各種統計データを作成するシステム

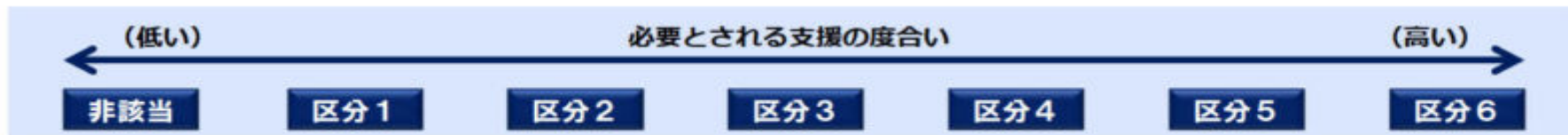
基準該当事業者管理

・基準該当事業者の登録管理を行うシステム

障害者総合支援法における「障害支援区分」の概要

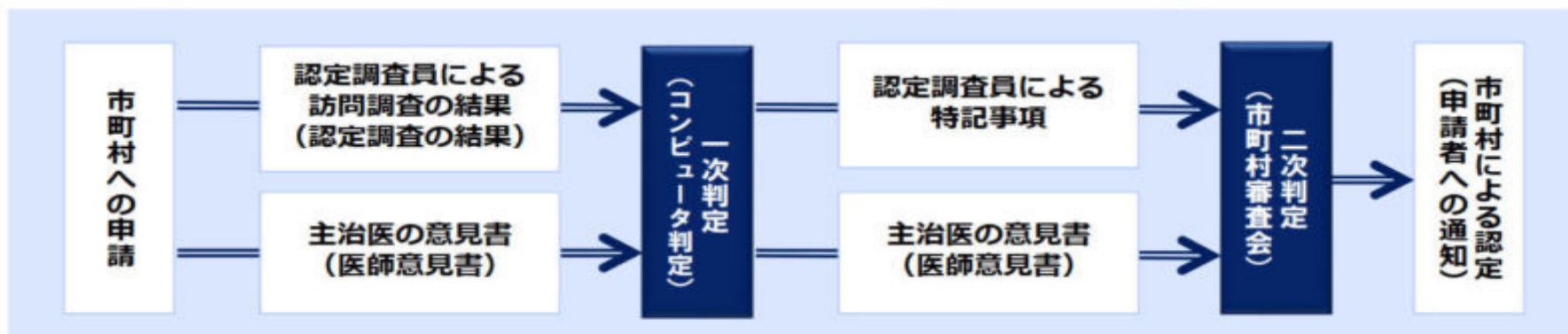
① 障害支援区分の定義（法第4条第4項）

○ 障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの。



② 障害支援区分の認定手続き

○ 市町村は、障害者等から介護給付費等の支給に係る申請を受理した場合、以下の手続きによる「障害支援区分の認定」を行う。



③ 市町村審査会による二次判定結果（平成29年10月～平成30年9月）

非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
44件	5,483件	49,621件	56,510件	49,660件	40,359件	69,049件	270,726件
0.0%	2.0%	18.3%	20.9%	18.3%	14.9%	25.5%	100.0%

障害支援区分の認定調査項目（80項目）

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）				
1-1 寝返り	1-2 起き上がり	1-3 座位保持	1-4 移乗	
1-5 立ち上がり	1-6 両足での立位保持	1-7 片足での立位保持	1-8 歩行	
1-9 移動	1-10 衣服の着脱	1-11 じょくそう	1-12 えん下	
2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）				
2-1 食事	2-2 口腔清潔	2-3 入浴	2-4 排尿	
2-5 排便	2-6 健康・栄養管理	2-7 薬の管理	2-8 金銭の管理	
2-9 電話等の利用	2-10 日常の意思決定	2-11 危険の認識	2-12 調理	
2-13 掃除	2-14 洗濯	2-15 買い物	2-16 交通手段の利用	
3. 意思疎通等に関連する項目（6項目）				
3-1 視力	3-2 聴力	3-3 コミュニケーション	3-4 説明の理解	
3-5 読み書き	3-6 感覚過敏・感覚鈍麻	-	-	
4. 行動障害に関連する項目（34項目）				
4-1 被害的・拒否的	4-2 作話	4-3 感情が不安定	4-4 昼夜逆転	4-5 暴言暴行
4-6 同じ話をする	4-7 大声・奇声を出す	4-8 支援の拒否	4-9 徘徊	4-10 落ち着きがない
4-11 外出して戻れない	4-12 一人で出たがる	4-13 収集癖	4-14 物や衣類を壊す	4-15 不潔行為
4-16 異食行動	4-17 ひどい物忘れ	4-18 こだわり	4-19 多動・行動停止	4-20 不安定な行動
4-21 自らを傷つける行為	4-22 他人を傷つける行為	4-23 不適切な行為	4-24 突発的な行動	4-25 過食・反すう等
4-26 そう鬱状態	4-27 反復的行動	4-28 対人面の不安緊張	4-29 意欲が乏しい	4-30 話がまとまらない
4-31 集中力が続かない	4-32 自己の過大評価	4-33 集団への不適応	4-34 多飲水・過飲水	-
5. 特別な医療に関連する項目（12項目）				
5-1 点滴の管理	5-2 中心静脈栄養	5-3 透析	5-4 ストーマの処置	
5-5 酸素療法	5-6 レスピレーター	5-7 気管切開の処置	5-8 疼痛の看護	
5-9 経管栄養	5-10 モニター測定	5-11 じょくそうの処置	5-12 カテーテル	

(一)

障害福祉サービス受給者証			
受給者証番号			
支給決定障害者等	居住地	〇〇市〇〇町〇〇番地	
	フリガナ	〇〇 〇〇	
	氏名	〇〇 〇〇	
	生年月日	平成〇〇年〇月〇日	性別
児童	フリガナ		
	氏名		
	生年月日		性別
障害種別	知的		
交付年月日	令和〇年〇月〇日		
支給市町村名及び印	〇〇市		

(二)

介護給付費の支給決定内容	
障害支援区分	区分〇
認定有効期間	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで
サービス種別	生活介護
支給量等	生活介護 当該月の日数から日数を控除した日数/月
支給決定期間	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
予備欄	

(三)

サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	

介護給付費・訓練等給付費等請求明細書の記載における留意点

本様式は、指定事業所番号(10桁)の3桁目が「1」の事業所が使用する様式。

(様式第二)

介護給付費・訓練等給付費等明細書														
(居宅介護、行動援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、児童デイサービス、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、旧法施設支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)														
市町村番号				平成				年		月		分		
助成自治体番号				指定事業所番号										
受給者証番号				請求事業者										
支給決定障害者等氏名				事業者及びその事業所の名称										
支給決定に係る障害児氏名				地域区分										
就労継続支援A型事業者負担減免措置実施欄														
利用者負担上限月額①				就労継続支援A型減免対象者										
利用者負担上限額				指定事業所番号				管理結果				管理結果額		
管理事業所				事業所名称										
サービス種別														
サービス内容														
サービスコード														
単位数														
回数														
サービス単位数														
備考														
合計														
サービス種類コード														
サービス利用日数														
給付単位数														
単位数単価														
給付率														
総費用額														
請求額														
利用者負担額														
事業所減免額														
訓練等利用者負担額														
訓練等管理費利用者負担額														
決定利用者負担額														
請求額														
介護給付費等														
特別対策費														
自治体助成金請求額														
特定障害者特別給付費														
算定日数														
日数														
市町村請求額														
実費算定額														
枚中														
枚目														

同一事業所番号で括られた指定事業所が、一の支給決定障害者等に複数事業のサービスを提供した際には、請求明細書は一枚のみ作成する。

就労継続支援A型事業において、雇用形態にある利用者に対して利用者負担の減免を実施する事業者は、「2」を記載する。その他は「1」を記載する

受給者証に記載された利用者負担上限月額を記載する。

就労継続支援A型事業利用者で、雇用形態にある利用者については、「2」を記載する。その他は「1」を記載する

訪問系、居住系、日中系、短期入所サービス提供時には、当該サービス種別の番号を記載し、開始年月日、終了年月日、実利用日数、外泊日数等の該当項目を記載する。

単位数に算定回数を乗じた単位数を記載する。

当該月における算定回数を記載する。

サービスコード表に記載された、名称、サービスコード、単位数を記載する。

特別対策費である激変緩和加算に係る請求額を記載する。

実績記録票に記載された実費算定額を記載する。

サービス提供
-当月-

サービス提供
-翌月-

サービス提供
-翌々月-

サービス提供

請求期間

10日まで

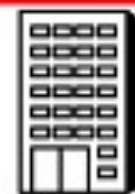
支払い受取月

サービス提供
事業所
共通

請求データの
作成

審査結果
の受信

15日~20日
前後



上限額管理
事業所

6日頃まで

利用者負担額一覧表の収集と
上限額管理結果票の送付

国保連合会より
支払受取

関係
事業所

3日頃まで

利用者負担額一覧表の送付

しよあっぴ

業界初クラウド型！

これひとつで
障がい者グループホームを
一括管理

運営・請求管理システム



»お問い合わせはこちら

NEW!

1 障がい者グループホーム「介護包括型」と「日中サービス支援型」に対応

2 令和3年4月施行版「報酬改定」に対応

3 毎月の運営計画、日々の業務管理、国保連請求までこのシステム1つで対応

4 シフト自動作成機能で効率的な業務運用

5 使い方は簡単！

料金体系

基本利用料
利用者1名につき

¥1,000

[料金体系]

基本登録料	無料
基本登録料 グループホーム利用者1名	月額 1,000円(税抜)
わおん・にゃおん参画企業様以外 1事業所	利用者20名までは、利用者数x月額1,000円(税抜) 利用者20名の場合、一律 月額20,000円(税抜)

※1 事業所、最大30名まで

»お問い合わせ

**続いて、
基本的な計算方法を
知りましょう**

報酬“単位” × 地域“単価” × 日数

例えば障害者グループホーム（共同生活援助/介護包括）の場合

【条件】

区分4/葛飾区/世話人4:1/夜間4:1/看護職員配置

計算できますか？

基本報酬: $471 \text{ 単位} \times 11.6 \text{ 円} \times 30 \text{ 日} = 163,908 \text{ 円}$

夜間支援体制加算: $336 \text{ 単位} \times 11.6 \text{ 円} \times 30 \text{ 日} = 116,938 \text{ 円}$

看護職員配置加算: $70 \text{ 単位} \times 11.6 \text{ 円} \times 30 \text{ 日} = 24,360 \text{ 円}$

合計: 305,306円

○共同生活援助サービス費

基本部分			大規模住居等減算	世話人又は生活支援員の員数が基準に満たない場合	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	共同生活援助計画が作成されていない場合	身体拘束廃止未実施減算	委託先である指定居宅介護事業者により受託居宅介護サービスが行われる場合
イ 共同生活援助サービス費(Ⅰ) (4:1)	(1) 区分6	(667単位)						
	(2) 区分5	(552単位)						
	(3) 区分4	(471単位)						
	(4) 区分3	(381単位)						
	(5) 区分2	(292単位)						
	(6) 区分1以下	(243単位)						
ロ 共同生活援助サービス費(Ⅱ) (5:1)	(1) 区分6	(616単位)						
	(2) 区分5	(500単位)						
	(3) 区分4	(421単位)						
	(4) 区分3	(331単位)						
	(5) 区分2	(243単位)						
	(6) 区分1以下	(198単位)						
ハ 共同生活援助サービス費(Ⅲ) (6:1)	(1) 区分6	(583単位)	入居定員が8人以上 ×95/100					
	(2) 区分5	(467単位)						
	(3) 区分4	(387単位)	入居定員が21人以上 ×93/100					
	(4) 区分3	(298単位)						
	(5) 区分2	(209単位)						
	(6) 区分1以下	(170単位)						
ニ 共同生活援助サービス費(Ⅳ) (体験利用)	(1) 区分6	(697単位)	一体的な運営が行われる共同生活居宅(フレイト型住居を含む)の入居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から3月目まで ×50/100	減算が適用される月から4月目まで ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算	
	(2) 区分5	(582単位)						
	(3) 区分4	(501単位)						
	(4) 区分3	(411単位)						
	(5) 区分2	(322単位)						
	(6) 区分1以下	(272単位)						

体験の方が単価が高いのはなぜ？

イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費 (Ⅰ) (3:1)	(1) 区分6	(1,105単位)
	(2) 区分5	(989単位)
	(3) 区分4	(907単位)
	(4) 区分3	(650単位)
ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費 (Ⅱ) (4:1)	(1) 区分6	(1,021単位)
	(2) 区分5	(904単位)
	(3) 区分4	(822単位)
	(4) 区分3	(574単位)
ハ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費 (Ⅲ) (5:1)	(1) 区分6	(969単位)
	(2) 区分5	(852単位)
	(3) 区分4	(770単位)
	(4) 区分3	(528単位)
ニ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費 (Ⅳ) (体験利用)	(1) 区分6	(1,135単位)
	(2) 区分5	(1,019単位)
	(3) 区分4	(937単位)
	(4) 区分3	(677単位)



日中支援型障害者グループホーム

BEET-NAACK

イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅰ) (4:1)	(243単位)						
ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅱ) (5:1)	(198単位)	入居定員が 8人以上 ×90/100	減算が適用される 月から2月目まで ×70/100	減算が適用される 月から4月目まで ×70/100	減算が適用される 月から2月目まで ×70/100	利用者全員につ いて、1日につき5 単位を減算	・受託居宅介護サービス費 イ 所要時間15分未満の場合 96単位 ロ 所要時間15分以上30分未満の場合 193単位
ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅲ) (6:1)	(170単位)	入居定員が 21人以上 ×87/100	3月以上連続して減 算の場合 ×50/100	5月以上連続して減 算の場合 ×50/100	3月以上連続して 減算の場合 ×50/100		ハ 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 262単 位に所要時間30分から計算して所要時間15分を 増すごとに87単位を加算した単位数
ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅳ) (10:1)	(114単位)						ニ 所要時間1時間30分以上の場合 561単位に所要 時間1時間30分から計算して所要時間15分を増 すごとに37単位を加算した単位数
ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅴ) (体験利用)	(272単位)						

常勤の世話人・生活支援
員の内、35%以上が
有資格者の場合

※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数が1,001/1,000に相当する単位数を算定する。

福祉専門職員配置等 加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき10単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき7単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき4単位を加算)
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		(1日につき41単位を加算)
看護職員配置加算		(1日につき70単位を加算)

夜勤者を配置

夜間支援等 体制加算	イ 夜間 支援等体 制加算 (1)	(1)夜間支援対象利用者2人以下	㊦区分4以上	(1日につき672単位を加算)
			㊧区分3	(1日につき560単位を加算)
			㊨区分2以下	(1日につき448単位を加算)
		(2)夜間支援対象利用者3人	㊦区分4以上	(1日につき448単位を加算)
			㊧区分3	(1日につき373単位を加算)
			㊨区分2以下	(1日につき299単位を加算)
		(3)夜間支援対象利用者4人	㊦区分4以上	(1日につき336単位を加算)
			㊧区分3	(1日につき280単位を加算)
			㊨区分2以下	(1日につき224単位を加算)
		(4)夜間支援対象利用者5人	㊦区分4以上	(1日につき269単位を加算)
			㊧区分3	(1日につき224単位を加算)
			㊨区分2以下	(1日につき179単位を加算)
		(5)夜間支援対象利用者6人	㊦区分4以上	(1日につき224単位を加算)
			㊧区分3	(1日につき187単位を加算)
			㊨区分2以下	(1日につき149単位を加算)
		(6)夜間支援対象利用者7人	㊦区分4以上	(1日につき192単位を加算)
			㊧区分3	(1日につき160単位を加算)
			㊨区分2以下	(1日につき128単位を加算)

宿直者を配置

□ 夜間支援等体制加算(Ⅱ)	(1)夜間支援対象利用者4人以下	(1日につき112単位を加算)
	(2)夜間支援対象利用者5人	(1日につき90単位を加算)
	(3)夜間支援対象利用者6人	(1日につき75単位を加算)
	(4)夜間支援対象利用者7人	(1日につき64単位を加算)
	(5)夜間支援対象利用者8人	(1日につき56単位を加算)
	(6)夜間支援対象利用者9人	(1日につき50単位を加算)
	(7)夜間支援対象利用者10人	(1日につき45単位を加算)
	(8)夜間支援対象利用者11人	(1日につき40単位を加算)
	(9)夜間支援対象利用者12人	(1日につき37単位を加算)
	(10)夜間支援対象利用者13人	(1日につき34単位を加算)
	(11)夜間支援対象利用者14人	(1日につき32単位を加算)
	(12)夜間支援対象利用者15人	(1日につき30単位を加算)
	(13)夜間支援対象利用者16人	(1日につき28単位を加算)
	(14)夜間支援対象利用者17人	(1日につき26単位を加算)
	(15)夜間支援対象利用者18人	(1日につき25単位を加算)
	(16)夜間支援対象利用者19人	(1日につき23単位を加算)
	(17)夜間支援対象利用者20人	(1日につき22単位を加算)
	(18)夜間支援対象利用者21人	(1日につき21単位を加算)
	(19)夜間支援対象利用者22人	(1日につき20単位を加算)
	(20)夜間支援対象利用者23人	(1日につき19単位を加算)
	(21)夜間支援対象利用者24人	(1日につき18単位を加算)
	(22)夜間支援対象利用者25人	(1日につき18単位を加算)
	(23)夜間支援対象利用者26人	(1日につき17単位を加算)
	(24)夜間支援対象利用者27人	(1日につき16単位を加算)
	(25)夜間支援対象利用者28人	(1日につき16単位を加算)
	(26)夜間支援対象利用者29人	(1日につき15単位を加算)
	(27)夜間支援対象利用者30人	(1日につき15単位を加算)

建物を巡回する
夜勤者を配置

二 夜間 支援等体 制加算 (IV)	(1)夜間支援対象利用者15人以下	(1日につき60単位を加算)
	(2)夜間支援対象利用者16人	(1日につき56単位を加算)
	(3)夜間支援対象利用者17人	(1日につき53単位を加算)
	(4)夜間支援対象利用者18人	(1日につき50単位を加算)
	(5)夜間支援対象利用者19人	(1日につき47単位を加算)
	(6)夜間支援対象利用者20人	(1日につき45単位を加算)
	(7)夜間支援対象利用者21人	(1日につき43単位を加算)
	(8)夜間支援対象利用者22人	(1日につき41単位を加算)
	(9)夜間支援対象利用者23人	(1日につき39単位を加算)
	(10)夜間支援対象利用者24人	(1日につき37単位を加算)
	(11)夜間支援対象利用者25人	(1日につき36単位を加算)
	(12)夜間支援対象利用者26人	(1日につき34単位を加算)
	(13)夜間支援対象利用者27人	(1日につき33単位を加算)
	(14)夜間支援対象利用者28人	(1日につき32単位を加算)
	(15)夜間支援対象利用者29人	(1日につき31単位を加算)
	(16)夜間支援対象利用者30人	(1日につき30単位を加算)

夜勤職員加配加算		(1日につき149単位を加算)	
重度障害者支援加算	イ 重度障害者支援加算(Ⅰ)	(1日につき360単位を加算)	
	ロ 重度障害者支援加算(Ⅱ)	(1日につき180単位を加算)	
医療的ケア対応支援加算		(1日につき120単位を加算)	
日中支援加算	イ 日中支援加算(Ⅰ)	(1)日中支援対象利用者1人 (1日につき539単位を加算)	
		(2)日中支援対象利用者2人以上 (1日につき270単位を加算)	
	ロ 日中支援加算(Ⅱ)	(1)日中支援対象利用者1人	(一) 区分4、5、6 (1日につき539単位を加算)
			(二) 区分3以下 (1日につき270単位を加算)
		(2)日中支援対象利用者2人以上	(一) 区分4、5、6 (1日につき270単位を加算)
			(二) 区分3以下 (1日につき135単位を加算)
自立生活支援加算		(入居中2回、退居後1回を限度として、500単位を加算)	
入院時支援特別加算 (月1回を限度)	イ 入院期間が3日以上7日未満	(1回につき561単位を加算)	
	ロ 入院期間が7日以上	(1回につき1,122単位を加算)	
帰宅時支援加算 (月1回を限度)	イ 外泊期間が3日以上7日未満	(1回につき187単位を加算)	
	ロ 外泊期間が7日以上	(1回につき374単位を加算)	

下記①～④の要件をすべて満たす必要があります。

・①人員配置基準以上の生活支援支援員を配置すること。例えば、生活支援の人員配置基準が1.2人であれば1.3人配置すれば、この要件をクリア

・②サービス管理責任者、生活支援のうち一人以上が下記研修のうちいずれかを受講していること

- ・強度行動障害支援者養成研修(実践研修)
- ・行動援護従業者養成研修
- ・喀痰吸引等研修(第一号)(第二号)

③支援計画シートを作成すること(個別支援計画とは別)

・④生活支援のうち20%以上が下記研修のいずれかを受講していること

- ・強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)
- ・行動援護従業者養成研修
- ・重度訪問介護従業者養成研修
- 行動障害支援過程
- ・喀痰吸引等研修(第一号)(第二号)(第三号)

長期入院時支援特別加算	イ 指定共同生活援助事業所の場合	(1日につき122単位を加算)
	ロ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1日につき150単位を加算)
	ハ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1日につき76単位を加算)

長期帰宅時支援加算	イ 指定共同生活援助事業所の場合	(1日につき40単位を加算)
	ロ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1日につき50単位を加算)
	ハ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1日につき25単位を加算)

地域生活移行個別支援特別加算	(1日につき670単位を加算)
----------------	-----------------

精神障害者地域移行特別加算	(1日につき300単位を加算)
---------------	-----------------

強度行動障害者地域移行特別加算	(1日につき300単位を加算)
-----------------	-----------------

強度行動障害者体験利用加算	(1日につき400単位を加算)
---------------	-----------------

医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき32単位を加算)	
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき63単位を加算)	
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき125単位を加算)	
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1) 利用者が1人	(1日につき800単位を加算)
		(2) 利用者が2人	(1日につき500単位を加算)
		(3) 利用者が3人以上8人以下	(1日につき400単位を加算)
	ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	(1日につき500単位を加算)	
	ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)	(1日につき100単位を加算)	
ト 医療連携体制加算(Ⅶ)	(1日につき39単位を加算)		

通勤者生活支援加算	(1日につき18単位を加算)
-----------	----------------

入院した初日から最大3か月間までが算定可能。

1週間に一度の訪問

月をまたがる入院の場合、各月の2日間(入院日を除く)は算定しない。

- ・精神科病院に1年以上入院していた精神障害者であって、精神科病院を退院してから1年以内の方
- ・運営規定に定める主たる対象とする障害者の種類に精神障害者を含んでいること。
- ・指定障害福祉サービスの規定により指定共同生活援助事業所等に置くべき従業員のうち社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者を1人以上配置していること。
- ・社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者が、対象となる方に対して、共同生活援助計画等を作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行うこと。

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1)指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +所定単位×86/1,000)
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +所定単位×86/1,000)
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき +所定単位×150/1,000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1)指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +所定単位×63/1,000)
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +所定単位×63/1,000)
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	1月につき +所定単位×110/1,000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1)指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +所定単位×35/1,000)
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +所定単位×35/1,000)
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +所定単位×61/1,000)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1)指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +ハ(1)の90/100)
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +ハ(2)の90/100)
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +ハ(3)の90/100)
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1)指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +ハ(1)の80/100)
		(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +ハ(2)の80/100)
		(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +ハ(3)の80/100)

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1)指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +所定単位×10/1,000)
	(2)日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +所定単位×10/1,000)
	(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき +所定単位×23/1,000)

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×19/1,000)
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×16/1,000)

キャリアパス要件
(1)(2)(3)及び職場環境等
要件の全てを満たす事業者

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可
注3 二、ホについて、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可
注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能

注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計

Q&Aサイトを作ったのでご活用ください

1. 障害福祉サービス等における共通的事項

(1) 障害福祉サービス等における横断的事項

(虐待防止①)

問1 虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画とはどのようなものか。

(答)

例えば、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」に掲載している「労働環境・条件メンタルヘルスチェックリスト」を活用した労働環境等の計画的確認などが考えられる。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000686499.pdf>

(虐待防止②)

問2 身体拘束等の適正化のための研修及び虐待防止のための研修の関係如何。

(答)

虐待防止のための研修については、「虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発する」こととされているため、身体拘束等の適正化の内容に限定しないことが求められる。

例えば、厚生労働省の作成した「障害者虐待防止の理解と対応」を活用するこ

厚生労働省発表Q&A

～障害福祉事業者専用～

厚生労働省発表資料	令和3年度障害福祉サービ
-----------	--------------

発表資料

平成30年度又は令和元年度の年度途中で新規に指定を受けた事業所が、令和3年度の基本報酬の算定に当たり、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度の実績を用いない場合、就労定着者の割合の具体的な取扱いを示されたい。

◎ 2021/04/16 ㊦令和3年度障害福祉サービス等報酬改定
◆ 令和3年4月16日、就労移行支援、就労系サービス、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた実績の算出
別添を参照されたい。【出典】厚生労働省 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A VOL.3(令和3年4月16日)

発表資料

「都道府県知事又は市町村が認める研修」を修了した旨の確認について具体的にどのような書類により確認することが考えられるか。

◎ 2021/04/16 ㊦令和3年度障害福祉サービス等報酬改定
◆ ピアサポート体制加算、ピアサポート実施加算、令和3年4月16日、経過措置、障害福祉サービス等における横断的事項
研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとしているが、当該書類がない場合においては、研修の受講者名簿や研修を実施した団体が発行する受講証明書等により確認することが考えられ…

カテゴリー一覧

すべてのタグ

キーワード

カテゴリー

- サービス管理責任者等研修
- 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定
- 利用者負担 同行援護
- 地域移行支援型ホーム 家賃助成
- 指定基準・報酬関連 指定通所支援
- 業務管理体制の整備 相談支援
- 福祉・介護職員処遇改善加算 補装具関連
- 障害福祉サービス等制度改正

<https://qa-fukushi.com/>

わおん WAON

にゃおん NYAON

なっとく！
充実した支援
5つのプラン

5 Plans



5 Plans

「わおん」「にゃおん」が
提案する5つのコース。
目指したいビジネスモデルは？



子 (ね) 組

【8~10名】

ミニマムプラン

コース金額: 400万円(税別)



卯 (う) 組

【16~20名】

スタンダードプラン

コース金額: 700万円(税別)



丑 (うし) 組

【30名+精神科訪問看護】

プレミアムプラン

コース金額: 1,200万円(税別)



酉 (とり) 組

【60名+精神科訪問看護】

コンプリートプラン

コース金額: 1,900万円(税別)



辰 (たつ) 組

【60名+精神科訪問看護+生活介護】

パーフェクトプラン

コース金額: 2,300万円(税別)

Minimum Plan

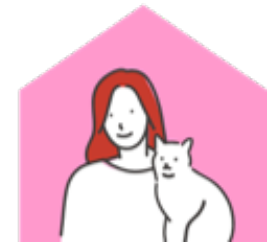
ミニマムプラン

子組

8-10 名

コース金額: **400万円**(税別)

居室数: 8~10居室





子組 総合開業支援コンテンツ

NEGUMI

- ✓ オーナー初回面談
- ✓ 代表藤田との経営相談（1回のみ）
- ✓ Chatwork SV
- ✓ わおん大学受講権（5日間）**2名まで**
- ✓ わおんマニュアル提供（2種）
- ✓ 雛型提供（運営帳票類、各種契約書などの一式）
 - ・日々の運営に関わる帳票類
 - ・報酬加算請求関連様式
 - ・雇用契約に関する帳票類
 - ・入居契約に関する帳票類
- ✓ 指定申請作成サポート書類
- ✓ 障害者総合支援法事業者ハンドブック3冊（基準編・報酬編・指導監査編）
- ✓ アニスピ採用サイトへの求人掲載
- ✓ わおんECサイト「ふくすけ」利用権
- ✓ しょーあっぷ無料利用期間 使用開始より**3ヶ月**
- ✓ 消防設備業者のご紹介
- ✓ わおんオリジナルユニフォーム **各2枚**
- ✓ 空気清浄機 **2台**
- ✓ 物件情報取得権（MAP閲覧 & 配信）
- ✓ 料金設定支援
- ✓ 勤務シフトの作成指導
- ✓ 営業管理表提供
- ✓ 営業先リスト作成代行
- ✓ 内覧会に関する指導
- ✓ 体験入居者対応に関する指導
- ✓ 定款の目的内容や変更内容作成支援
- ✓ 行政訪問指導（建築指導課、障害福祉課、管轄消防署）
- ✓ 指定申請書類作成支援（建築基準法・消防法含む）
- ✓ 指定申請時の行政対応支援
- ✓ 国民健康保険団体連合会への給付請求手続き指導
- ✓ 初回申請処遇改善加算指導（特定・特別は除く）
- ✓ わおん参画企業向け定期的経営者勉強会参加権（藤田英明ライブ福祉スクール）



子組

初期投資

※2棟想定

※状況により試算は変動

NEGUMI

コース金額

400万円

初期投資額

488.5万円

物件取得費	※地域や物件により変動	96万円
内装工事	※物件によって変動	60万円
消防設備	自動火災報知器など（2階建て想定）	90万円
事務機器・一般備品関連		237万円
ペット用備品		5.5万円
訪問看護開設費		---万円

アニスピ
提携企業を使うと
この金額!



初期投資
回収目安
6~8ヶ月

月次収支

12ヶ月収支

単位： 千円

売上	3,239	38,864
人件費	1,430	17,165
販管費	893	10,720
営業利益	915	10,979

営業利益率 28.25%

人件費率

44.17%

※2棟(9居室)想定
 ※ご利用者障害区分や地域、状況により試算は変動します。
 ※個別相談会にて御社用のシミュレーションをご準備いたします。



Standard Plan

スタンダードプラン

卵組

コース金額：700万円(税別)

居室数：16～20居室

16-20 名





- ✓ オーナー初回面談
- ✓ 代表藤田との経営相談（1回のみ）
- ✓ Chatwork SV
- ✓ わおん大学受講権（5日間）**3名まで**
- ✓ わおんマニュアル提供（2種）
- ✓ 雛型提供（運営帳票類、各種契約書などの一式）
 - ・日々の運営に関わる帳票類
 - ・報酬加算請求関連様式
 - ・雇用契約に関する帳票類
 - ・入居契約に関する帳票類
- ✓ 指定申請作成サポート書類
- ✓ 障害者総合支援法事業者ハンドブック3冊（基準編・報酬編・指導監査編）
- ✓ アニスピ採用サイトへの求人掲載
- ✓ 人材採用強化サービス **30万円分**
- ✓ わおんECサイト「ふくすけ」利用権
- ✓ しょーあっぷ無料利用期間 使用開始より**6ヶ月**
- ✓ 消防設備業者のご紹介
- ✓ わおんオリジナルユニフォーム **各4枚**
- ✓ 空気清浄機 **4台**
- ✓ 物件情報取得権（MAP閲覧 & 配信）
- ✓ 料金設定支援
- ✓ 勤務シフトの作成指導
- ✓ 営業管理表提供
- ✓ 営業先リスト作成代行
- ✓ 入居営業お手紙DMサービス **500通**
- ✓ 内覧会に関する指導
- ✓ 体験入居者対応に関する指導
- ✓ 定款の目的内容や変更内容作成支援
- ✓ 行政訪問指導（建築指導課、障害福祉課、管轄消防署）
- ✓ 指定申請書類作成支援（建築基準法・消防法含む）
- ✓ 指定申請時の行政対応支援
- ✓ 国民健康保険団体連合会への給付請求手続き指導
- ✓ 初回申請処遇改善加算指導（特定・特別は除く）
- ✓ わおん参画企業向け定期的経営者勉強会参加権（藤田英明ライブ福祉スクール）



卯組

初期投資

※4棟想定
※状況により試算は変動

UGUMI

コース金額

700万円

初期投資額

977万円

物件取得費	※地域や物件により変動	192万円
内装工事	※物件によって変動	120万円
消防設備	自動火災報知器など（2階建て想定）	180万円
事務機器・一般備品関連		474万円
ペット用備品		11万円
訪問看護開設費		---万円

アニスピ
提携企業を使うと
この金額!

初期投資
回収目安
6~8ヶ月

月次収支

12ヶ月収支

単位： 千円

売上	6,892	82,703
人件費	3,153	37,841
販管費	1,688	20,251
営業利益	2,051	24,611

営業利益率 29.76%

人件費率

45.76%

※4棟(18居室)想定
※ご利用者障害区分や地域、状況により試算は変動します。
※個別相談会にて御社用のシミュレーションをご準備いたします。

1 Rank-up Plan

ワンランクアッププラン

丑組

コース金額：1,200万円(税別)

居室数：30居室 + 精神科訪問看護


Family Nurse

訪問看護
ステーション



30 名





丑組

総合開業支援コンテンツ

USHIGUMI

- ✓ オーナー初回面談
- ✓ 代表藤田との経営相談（1回のみ）
- ✓ Chatwork SV
- ✓ わおん大学受講権（5日間）5名まで
- ✓ SV派遣 月1回（1棟開設後6か月間）
- ✓ わおんマニュアル提供（2種）
- ✓ 雛型提供（運営帳票類、各種契約書などの一式）
 - ・日々の運営に関わる帳票類
 - ・報酬加算請求関連様式
 - ・雇用契約に関する帳票類
 - ・入居契約に関する帳票類
- ✓ 指定申請作成サポート書類
- ✓ 障害者総合支援法事業者ハンドブック3冊（基準編・報酬編・指導監査編）
- ✓ アニスピ採用サイトへの求人掲載
- ✓ 人材採用強化サービス 50万円分
- ✓ わおんECサイト「ふくすけ」利用権
- ✓ しょーあっぷ無料利用期間 使用開始より12ヶ月
- ✓ 消防設備業者のご紹介
- ✓ わおんオリジナルユニフォーム 各6枚
- ✓ 空気清浄機 6台
- ✓ 物件情報取得権（MAP閲覧 & 配信）
- ✓ 料金設定支援
- ✓ 勤務シフトの作成指導
- ✓ 営業管理表提供
- ✓ 営業先リスト作成代行
- ✓ 入居営業お手紙DMサービス 1,000通
- ✓ 内覧会に関する指導
- ✓ 体験入居者対応に関する指導
- ✓ 定款の目的内容や変更内容作成支援
- ✓ 行政訪問指導（建築指導課、障害福祉課、管轄消防署）
- ✓ 指定申請書類作成支援（建築基準法・消防法含む）
- ✓ 指定申請時の行政対応支援 1回目監査・実施指導対策
- ✓ 国民健康保険団体連合会への給付請求手続き指導
- ✓ 初回申請処遇改善加算指導（特定・特別は除く）
- ✓ 訪問看護ステーション事業立ち上げ支援
- ✓ わおん参画企業向け定期的経営者勉強会参加権（藤田英明ライブ福祉スクール）



丑組

初期投資

※状況により試算は変動

USHIGUMI

コース金額

1,200 万円

初期投資額

2,064 万円

物件取得費	※地域や物件により変動	400 万円
内装工事	※物件によって変動	240 万円
消防設備	自動火災報知器など（2階建て想定）	360 万円
事務機器・一般備品関連		960 万円
ペット用備品		24 万円
訪問看護開設費		80 万円

アニスピ
提携企業を使うと
この金額!

単位：千円

初期投資
回収目安

6~8ヶ月

月次収支

12ヶ月収支

障がい者グループホーム売上

10,497

125,970

精神科訪問看護売上

2,805

33,660

売上計

13,302

159,630

人件費

6,276

75,315

販管費

2,852

34,219

営業利益

4,175

50,096

営業利益率

31.38%

人件費率

47.18%



Complete Plan

コンプリートプラン

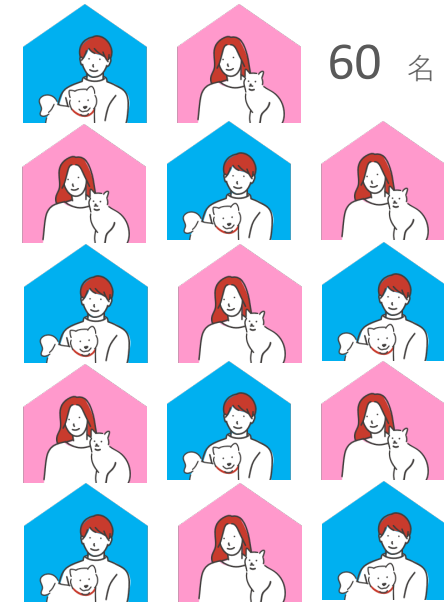
酉組

コース金額：1,900万円(税別)

居室数：60居室 + 精神科訪問看護

Family Nurse

訪問看護
ステーション





西組 総合開業支援コンテンツ

TORIGUMI

- ✓ オーナー初回面談
- ✓ 代表藤田との経営相談（1回のみ）
- ✓ Chatwork SV
- ✓ わおん大学受講権（5日間） **5名まで**
- ✓ SV派遣 月1回（1棟開設後6か月間）
- ✓ わおんマニュアル提供（2種）
- ✓ 雛型提供（運営帳票類、各種契約書などの一式）
 - ・日々の運営に関わる帳票類
 - ・報酬加算請求関連様式
 - ・雇用契約に関する帳票類
 - ・入居契約に関する帳票類
- ✓ 指定申請作成サポート書類
- ✓ 障害者総合支援法事業者ハンドブック3冊（基準編・報酬編・指導監査編）
- ✓ アニスピ採用サイトへの求人掲載
- ✓ 人材採用強化サービス **80万円分**
- ✓ わおんECサイト「ふくすけ」利用権
- ✓ しょーあっぷ無料利用期間 **使用開始より12ヶ月**
- ✓ 消防設備業者のご紹介
- ✓ わおんオリジナルユニフォーム **各8枚**
- ✓ 空気清浄機 **8台**
- ✓ 物件情報取得権（MAP閲覧 & 配信）
- ✓ 料金設定支援
- ✓ 勤務シフトの作成指導
- ✓ 営業管理表提供
- ✓ 営業先リスト作成代行
- ✓ 入居営業お手紙DMサービス **3,000通**
- ✓ 内覧会に関する指導
- ✓ 体験入居者対応に関する指導
- ✓ 定款の目的内容や変更内容作成支援
- ✓ 行政訪問指導（建築指導課、障害福祉課、管轄消防署）
- ✓ 指定申請書類作成支援（建築基準法・消防法含む）
- ✓ 指定申請時の行政対応支援 **1回目監査・実施指導対策**
- ✓ 国民健康保険団体連合会への給付請求手続き指導
- ✓ 初回申請処遇改善加算指導（特定・特別は除く）
- ✓ **訪問看護ステーション事業立ち上げ支援**
- ✓ わおん参画企業向け定期的経営者勉強会参加権（藤田英明ライブ福祉スクール）



西組

初期投資

※状況により試算は変動

TORIGUMI

コース金額

1,900 万円

初期投資額

3,552 万円

物件取得費	※地域や物件により変動	700 万円
内装工事	※物件によって変動	420 万円
消防設備	自動火災報知器など（2階建て想定）	630 万円
事務機器・一般備品関連		1,680 万円
ペット用備品		42 万円
訪問看護開設費		80 万円

アニスピ
提携企業を使うと
この金額!



酉組 収支

TORIGUMI

単位：千円

初期投資
回収目安

6~8ヶ月

月次収支

12ヶ月収支

障がい者グループホーム売上

20,786

249,433

精神科訪問看護売上

4,845

58,140

売上計

25,631

307,573

人件費

11,138

133,663

販管費

5,423

65,072

営業利益

9,070

108,838

営業利益率

35.39%

人件費率

43.46%

※14棟（計60居室）想定 ※ご利用者障害区分や地域、状況により試算は変動します。 ※個別相談会にて御社用のシミュレーションをご準備いたします。



Perfect Plan

パーフェクトプラン

辰組

コース金額：2,300万円(税別)

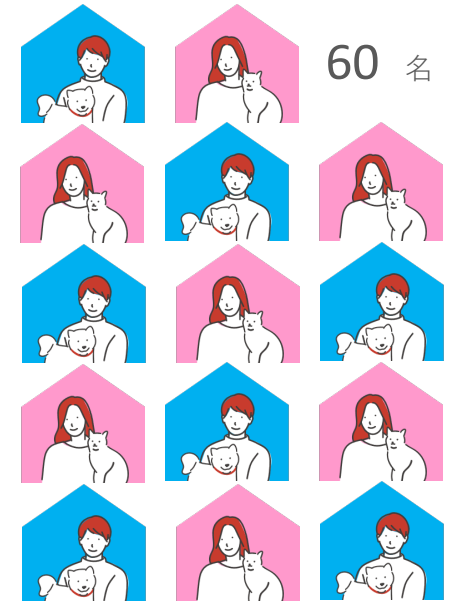
居室数：60居室 + 精神科訪問看護 + 生活介護

Family Nurse

訪問看護
ステーション



生活介護





辰組

総合開業支援コンテンツ

TATSUGUMI

- ✓ オーナー初回面談
- ✓ 代表藤田との経営相談（1回のみ）
- ✓ Chatwork SV
- ✓ わおん大学受講権（5日間）5名まで
- ✓ SV派遣 月1回（1棟開設後6か月間）
- ✓ わおんマニュアル提供（2種）
- ✓ 雛型提供（運営帳票類、各種契約書などの一式）
 - ・日々の運営に関わる帳票類
 - ・報酬加算請求関連様式
 - ・雇用契約に関する帳票類
 - ・入居契約に関する帳票類
- ✓ 指定申請作成サポート書類
- ✓ 障害者総合支援法事業者ハンドブック3冊（基準編・報酬編・指導監査編）
- ✓ アニスピ採用サイトへの求人掲載
- ✓ 人材採用強化サービス 80万円分
- ✓ わおんECサイト「ふくすけ」利用権
- ✓ しょーあっぷ無料利用期間 使用開始より12ヶ月
- ✓ 消防設備業者のご紹介
- ✓ わおんオリジナルユニフォーム 各8枚
- ✓ 空気清浄機 8台
- ✓ 物件情報取得権（MAP閲覧&配信）
- ✓ 料金設定支援
- ✓ 勤務シフトの作成指導
- ✓ 営業管理表提供
- ✓ 営業先リスト作成代行
- ✓ 入居営業お手紙DMサービス 3,000通
- ✓ 内覧会に関する指導
- ✓ 体験入居者対応に関する指導
- ✓ 定款の目的内容や変更内容作成支援
- ✓ 行政訪問指導（建築指導課、障害福祉課、管轄消防署）
- ✓ 指定申請書類作成支援（建築基準法・消防法含む）
- ✓ 指定申請時の行政対応支援 1回目監査・実施指導対策
- ✓ 国民健康保険団体連合会への給付請求手続き指導
- ✓ 初回申請処遇改善加算指導（特定・特別は除く）
- ✓ 訪問看護ステーション事業立ち上げ支援
- ✓ 生活介護（ワーカウト）事業立ち上げ支援
- ✓ わおん参画企業向け定期的経営者勉強会参加権（藤田英明ライブ福祉スクール）



辰組

初期投資

※状況により試算は変動

TATSUGUMI

コース金額

2,300 万円

初期投資額

5,152 万円

物件取得費	※地域や物件により変動	700 万円
内装工事	※物件によって変動	420 万円
消防設備	自動火災報知器など（2階建て想定）	630 万円
事務機器・一般備品関連		1,680 万円
ペット用備品		42 万円
訪問看護開設費		80 万円
生活介護開設費		1,600 万円

アニスピ
提携企業を使うと
この金額!



辰組 収支

TATSUGUMI

単位： 千円

初期投資
回収目安

6~8 ヶ月

月次収支

12ヶ月収支

障がい者グループホーム売上

20,786

249,433

精神科訪問看護売上

6,120

73,440

生活介護売上

5,100

61,200

売上 計

32,006

384,073

人件費

13,323

159,881

販管費

7,429

89,147

営業利益

11,254

135,046

営業利益率

35.16%

人件費率






41.63%

※14棟（計60居室）+生活介護（20名定員）想定 ※ご利用者障害区分や地域、状況により試算は変動します。 ※個別相談会にて御社用のシミュレーションをご準備いたします。

コース別収支比較表

レベニューシェアとして、毎月国保連請求額の3%を申し受けいたします。

(単位：万円) 状況により試算は変動

	 子 (ね) 組	 卯 (う) 組	 丑 (うし) 組	 酉 (とり) 組	 辰 (たつ) 組
コース金額	400	700	1,200	1,900	2,300
初期投資額	488	977	2,064	3,552	5,152
物件取得費	96	192	400	700	700
内装工事	60	120	240	420	420
消防設備	90	180	360	630	630
事務機器・一般備品関連	237	474	960	1,680	1,680
ペット用備品	5.5	11	24	42	42
訪問看護開設費	---	---	80	80	80
生活介護開設費	---	---	---	---	1,600
12ヶ月収支					
売上	3,886	8,270	15,963	30,757	38,407
人件費	1,716	3,784	7,531	13,366	15,988
販管費	1,072	2,025	,422	6,507	8,915
営業利益	1,098	2,461	5,010	10,884	13,505
営業利益率	28.25%	29.76%	31.38%	35.39%	35.16%

まずFB友達申請・Twitterフォロー・YouTubeチャンネル登録お願いしまーす！！



twitter



YouTube

「藤田英明」で探してくださいww

LINE 公式アカウント

友だち 募集中










@fujita_fukushi

LINEの「友だち追加」から、ID検索するか
QRコードをスキャンしてください



藤田英明の福祉情報局



- ・ 藤田英明が開催する最新勉強会情報 
- ・ 福祉ビジネス経営のテクニック 
- ・ 福祉事業だからできる資金調達 
- ・ 福祉ビジネスの人材マネジメント方法 
- ・ 福祉ビジネス情報 
- ・ 福祉関連ニュース 
- ・ 厚生労働省発表情報 
- ・ 障害者総合支援法情報 
- ・ 介護保険法情報 

無料

藤田英明 オンライン 福祉起業塾

福祉の
会社を
つくる

組織と
リーダー
シップ

ビジネス
モデル

市場を
つかむ

障害者
総合支援法

会計の
基礎知識

成功経営者
による講義

物件

実地指導
監査

ビジネス
アイデア

マーケティング
の基礎

事業計画を
作る



【藤田英明オンライン福祉起業塾・開校決定】

- ・福祉事業を始めたいが、はじめにもっと確かな情報を集めたい…！
- ・現在資金準備中なので、この期間に福祉について学びたい…！
- ・一歩踏み出せないでいるが、やっぱり福祉事業が気になる…！
- ・本当の障害福祉事業プロから正しい知識を学びたい…！

【塾の概要】

◎開催日程

春入学コース3月1日～8月末/秋入学コース9月1日～2月末

◎1回の時間数：2時間（最終回のみ4時間）

◎回数：1ヶ月2回(全コース6ヶ月で完了)

◎受講費：18万円（全コース6ヶ月/1回あたり15,000円）

fc@anispi.co.jp

に「福祉起業塾希望」
とメールを✉

【藤田英明が個別に相談に乗る個別相談会】

1日2社限定で下記へのご参画・ご加盟をご検討されている方、自社で運営しているビジネスをフランチャイズ展開したいと考えている方を対象に行っております。


「ペット共生型障害者グループホームわおん/にゃおん」

「運動療法型障害者デイサービスワークアウト」

「精神科訪問看護ファミリーナース」

「日中サービス支援型障害者グループホームビーハック」

fc@anispi.co.jp

に「藤田英明個別相談会希望」
とメールを 

月1万円で
成功体験を
毎月2回も
ゲットできる
チャンス！！

藤田 英明 株代



あなたの課題解決ができる場所を
ご用意いたしました！

- 1 受講後すぐに実践できる方法を学べる
- 2 他の経営仲間と気兼ねなく本音の情報交換ができる
- 3 リアルタイムだからその場ですぐに相談できる

02.PICK UP

東京社中独自の スペシャルサービス

介護・福祉業界の重鎮“藤田 英明”がお届けする
スペシャルサービス

介護・福祉事業経営相談 会員制オンラインサロン

介護福祉業界一筋26年！

業界の悩みをすべてリアルタイムで解決！



7/15全国障害福祉事業者連盟

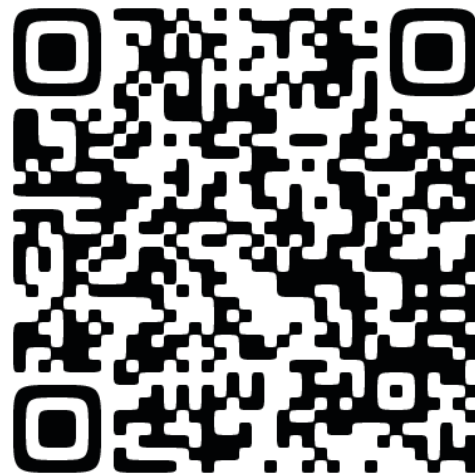


設立総会！



全国障害福祉
事業者連盟

【設立総会申し込み】



【入会申し込み】



今すぐスマホから！

サービス管理責任者協会



一般社団法人

サービス管理責任者協会

サービス管理責任者
の継続的
スキルアップ
研修

【2021年10月～】

サービス管理責任者
基礎研修
相談支援初任者研修

【2021年12月～】

福祉サービス
第三者評価機関

下記事業のいずれかに興味のある方は

fc@anispi.co.jp

に「〇〇事業に興味あり」とメールしてください。

- ペット共生型GH「わおん/にゃおん」事業
- 障害者デイサービス「ワーカウト」事業
- 精神科訪問看護「ファミリーナース」事業
- 日中支援型グループホーム「ビーハック」事業
- 放課後等デイサービス「ジュガール」事業

ご静聴ありがとうございました

